

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請書

申請日(来局日)を記入

平成26年7月31日

大臣名を記入

経済産業大臣 ○○ ○○ 殿

産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第1項第2号の規定に基づき、下記の計画について確認を受けたいので申請します。

記

役職も記載・押印は代表者印

1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	関東経済株式会社 代表取締役 関東 経済
所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
事業内容	自動車部品製造業
中小企業者等*に該当するか否か	<input type="radio"/>

関東経済株式会社  
代表取締役  
印

○の場合、税務上の中小企業であることの証明書類が必要。下記、【提出資料について】(4)を参照。

2 生産性向上設備等の導入の目的

1

当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鋳造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出販売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。

2

既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最新の生産設備への入替えを計画している。最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォーシングロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

- ① 事業の概要と昨今の景況を記載
- ② 今回の投資の目的を記載

設備の設置場所が複数ある場合は、すべて記載  
場合によっては別紙作成

3 生産性向上設備等の導入を行う場所の住所

A工場：東京都練馬区〇-〇-〇

「生産性向上設備等の導入」をすることにより、  
どのように利益につなげるか、「2 生産性向上設  
備等の導入の目的」や「6 基準への適合状況」と  
リンクさせて記載（※）ポイント！参照

4 生産性向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により時間あたり生産量を年間20%向上させることで売上拡大を図るとともに、フォーシングロール導入により歩留り率を4%改善し、99%とする

投資計画に記載のある設備のうち、  
機械装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属  
設備、ソフトウェアであるものを記載

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

原則“取得日”を記載

	設備の 名称	型番	数量	単価 (千円)	金額 (千円)	用途	導入時期	設置場所
1	プレス 機器	PR12 3-45	1	30,000	30,000	高性能 エンジ ン製造	平成26 年9月 30日 予定	当社 A工場
2	油圧ハ ンマー	HM43 21	1	15,000	15,000	同上	同上	同上
3	フォー ジング ロール	FR21 -2	1	35,000	35,000	同上	同上	同上
計					80,000			

合計額を忘れずに！

6 基準への適合状況

別紙

詳細は“申請書の書き方（別紙「6 基準への適合状況」）について”を  
参照

（※）ポイント！

「2 生産性向上設備等の導入の目的」、「4 生産性向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明」、「6 基準への適合状況」は、矛盾がないように記載してください。

たとえば、「2」において“目的は原価低減”と記載しているにもかかわらず、「4」において“売上高UPで利益改善”と記載するような「設備導入の目的とその設備の導入による効果に整合性がとれない」といったことがないようにする。

## 提出資料

- (1) 定款又は登記簿謄本の写し
- (2) 事業報告書の写し
- (3) 貸借対照表（過去3年分）、損益計算書（過去3年分）
- (4) 申請者が上記の中小企業者等に該当する場合は、その根拠となる資料（例えば、直近の確定決算に係る税務申告における明細書等の写し）
- (5) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。例えば、導入しようとする設備が建物、建物附属設備、構築物、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所（工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの）、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。
- (6) 本申請書の根拠となる資料。① 代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された当該申請書に係る設備投資計画又はそれに代わるもの、② 導入する設備の見積り書、③ 設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績（1単位当たり売上、製造・販売原価等）、④ 売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、⑤ 売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料 等。
- (7) 公認会計士又は税理士による確認書

### 【提出資料について】

- ・(2) 会社法に規定されている報告書です。事業概況（事業成果、課題等）や会社状況（株式、株主、役員等の状況）などが記載されたものであれば、株主総会資料といったものでも可。
- ・(4) 法人であれば、確定税務申告書の別表一及び二を用意。
- ・(6) ① B類型での申請は、投資計画に基づき確認します。必ずご提出ください。
- ・(6) ② 申請書に記載する設備の取得額（投資額）の根拠の一部となります。
- ・(6) ③～⑤ 投資利益率を確認するための資料です。  
売上増や原価低減をどのように見込んでいるのかについて、具体的な金額や数値、数量を過去の実績や第三者資料などの根拠資料を添付し、明確に確認できるようにしてください。
- ・(7) [（様式2）公認会計士、または税理士による事前確認書（WORD形式：59KB）](#)を利用。  
（※記載されている内容は一例です。申請内容に合わせて、確認項目を取捨選択・追加をしてください。）